

議会運営委員会

平成28年2月24日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	伴 吉晴	木澤 正男
奥村 容子		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 植村 俊彦

3. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、小林委員、中川委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項1、平成28年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、昨年12月11日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、2月29日月曜日から3月18日金曜日までの会期19日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成28年第1回斑鳩町議会定例会は、2月29日月曜日から3月18日金曜日までの会期19日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とをあわせてごらんいただきたいと思えます。日程順に確認をしていきたいと思えます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程6、報告第1号 監査結果報告についてですが、佐伯代表監査委員に出席を願ひまして、定

期監査の結果報告をしていただくことにしたいと思います。なお、佐伯代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたします。次に、町長から平成28年度の施政方針の説明を受けることにいたします。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思います。

次に、各議案の取り扱いですが、さきの議員懇談会で定例会に提出が予定されている議案の概要について説明を受けましたが、その後、追加の議案等がありましたら、説明をお願いいたします。 植村総務部長。

総務部長

さきの議員懇談会において今定例会の提出予定議案を説明させていただきましたが、その後、追加がございましたので、ご説明申しあげます。

資料にあります、第1回定例会提出予定議案の4番目でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてということでございます。地方公務員法等が改正されまして、その内容は、いわゆる第何条というその条番号が変更となりました。そのことから、地方公務員法を引用しております条例の条番号も変更しなければならないということが生じております。改正する条例につきましては、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例、斑鳩町職員の旅費に関する条例、この3本でございます。これを、地方公務員法改正に伴いまして所要の改正を行う、それを1つの条例で改正をさせていただきたいということでございます。

もう1点、補正予算でございますけれども、法隆寺の若草伽藍中門推定地につきまして、27年度中にですね、建物を取り壊すということで入札を行いました、入札が取りやめになりまして、年度内での執行が困難となりましたことから、繰越明許につきまして、町指定文化財候補調査事業といたしまして繰越明許を1事業追加させていただきたいということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。以上でございます。

委員長

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などについて確認をし

たいと思います。

まず、日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町行政不服審査法施行条例については、総務常任委員会に付託。日程 9. 議案第 2 号 斑鳩町史編さん委員会設置条例についても、総務常任委員会に付託。日程 10. 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 11. 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 12. 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 13. 議案第 6 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 14. 議案第 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 15. 議案第 8 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 16. 議案第 9 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 17. 議案第 10 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 18. 議案第 11 号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。日程 19. 議案第 12 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 20. 議案第 13 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）については、総務常任委員会に付託。日程 21. 議案第 14 号 平成 27 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 22. 議案第 15 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 23. 議案第 16 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 24. 議案第 17 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、建設水道常任委員会

に付託。

次に、日程 25. 議案第 18 号の平成 28 年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程 30. 議案第 23 号の平成 28 年度斑鳩町水道事業会計についての 6 議案については、一般会計と各特別会計及び水道事業会計の当初予算ですので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたします。なお、この予算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところですが、本会議初日に、総括質疑を行った後、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことにいたします。

次に、日程 31. 議案第 24 号 財産の無償譲渡については、総務常任委員会に付託。日程 32. 議案第 25 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についても、総務常任委員会に付託。日程 33. 議案第 26 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 34. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）は、慣例により初日に諮ることにいたします。

次に、日程 35. 認定第 1 号 町道認定及び路線変更については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 36. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 37. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）、日程 38. 報告第 4 号 平成 28 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告については、いずれも報告案件ですので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異義ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおりに付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

続きまして、(2) 陳情書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに5件の陳情書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いいたします。 寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまで提出を受けました5件の陳情書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

まず初めに、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談出来る窓口などの設置を求める陳情についてでございますが、去る1月5日に、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表藤本久美子氏から郵送で送られてきまして、受け付けをしたものでございます。内容といたしましては、脳しんとうは、通常では生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があり、記憶障害や錯乱、バランス障害など多岐にわたって障害を引き起こし、死に至る場合もあり、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷の対応として、教育機関での周知徹底とその対策、専門医による診断と適切な検査の実施、周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置、園内、学校内で発生した重大事故の繰り返し防止などを、国は適切な措置を講じてほしいというものでございます。

次に、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める陳情書ですが、去る1月18日に、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟奈良県本部の田辺実氏が来庁されまして、受け付けをしたものでございます。内容といたしましては、治安維持法が1925年に制定され、廃止された1945年までの20年間に、革新政党や労働組合、宗教団体、知識人など多くの方が犠牲になっていますが、戦後、日本の歴代政府は、治安

維持法が人道に反する悪法とは認めようとしていません。国が新たに治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、治安維持法犠牲者に1日も早く謝罪と賠償を行うよう、政府に意見書の提出をしていただきたいというものでございます。

次に、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議についてでございますが、去る1月28日に、無電柱化を推進する市区町村長の会会長山下和弥氏、奈良県葛城市長、から郵送で送られてきたもので、内容といたしましては、無電柱化を推進する市区町村長の会では、地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から無電柱化の取り組みを進めており、無電柱化の推進に関する法律案の早期成立の意見書を国に提出していただきたいというものでございます。

次に、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書のお願いですが、これは、去る2月16日に、全日本年金者組合奈良県本部委員長の藤垣全弘氏が来庁され、受け付けしたものでございます。内容といたしましては、年金削減を取りやめ、そのため、マクロ経済スライドの廃止、全額国庫負担の最低保障年金制度の実現、現在隔月払いの年金支給を毎月払いにすることの意見書を関係各方面に提出していただきたいというものでございます。

最後に、精神障害者の交通運賃に関する請願書については、去る2月22日に、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の西村恭子氏からの提出を受けたものでございまして、JRや大手民営鉄道、航空機など公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障害者及び知的障害者には適用になっているが、精神障害者は除外されており、精神障害者も同等に交通運賃割引制度を適用してくださいというものでございます。以上でございます。

委員長

ごくろうさんでした。

ただいま局長から説明がありましたが、この陳情書等の取り扱いにつきまして、提出を受けました順に1つずつ委員皆様のご意見をお聞

きしたいと思います。

まず初めに、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談出来る窓口などの設置を求める陳情について、委員皆さんのご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この問題の認識について、町の理事者のほうがですね、どういうふう
に捉えているのかということも確認したいなと思いますし、窓口等の設
置についてどうしていくのかということも含めて、委員会に付託して、
議論してはどうかなというふうに思うんですけども。中身見せてもらい
ますと、医学的な知識等のことでもありますけども、教育機関にという
ことになっていますので、総務常任委員会に付託してはいかがかなとい
うふうに思います。

委員長 ただいま、委員会付託をしてはどうかというご意見いただきましたけ
れども、ほかの委員の皆さん、どうですか。 伴委員。

伴委員 私はこれ、ちょっと目通させていただきまして、当町もいろいろ学校
関係等でこういうような、頭打ったりっていうときにはそれなりの対応
はしていただいているんじゃないかなと思いますし、私は、今回これ
を見た中では、配布にとどめたらというように思います。

委員長 ほかにご意見ございませんか。 小村委員。

小村委員 僕もですね、この件に関しましては、窓口の設置等も検討はしてい
かなければいけないなとは思うんですけども、今、この文書を見てい
ては、学校で対応されているように、それを尊重するほうがいいのかな
と思いますので、意見書はもう配布にとどめるべきかなと思います。

委員長 ほか、どうですか。 中川委員、どうですやろ。

中川委員 町でどれだけこの件に関して努力してくれているかということも必要や

けど、それなりに行政で、教育委員会のほうで努力していただいているとなれば、もう配布でええのかなと、このように思います。

委員長 奥村委員、どうですか。

奥村委員 私も配布で、配布にとどめるということで。

委員長 小林委員。

小林委員 私も配布でいいと思います。これにつきましては、皆さま方と同じ考えでございます。

委員長 はい、わかりました。

この陳情につきましては配布にとどめておくということでしたと思っていますので。総務常任委員会で個人的に、斑鳩町の執務どうなっているのかということをお尋ねになるのは、それはそれで結構かと思っておりますので、一応配布にとどめておくということにしたいと思っております。

次に、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書について、皆さんのご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これは以前にも出していただいた経緯があって、そのときは配布にとどめたということなんですけども、これ、見せていただくと、斑鳩町内の方でこの治安維持法の犠牲になっている方がいらっしゃるという点と、あと、その後ですね、安堵町でも意見書が採択されたと。採択云々に関しては今ここで論ずる話ではないんですけども、こうした斑鳩町の実態、状況等にもかかわっていることですのでね、一度委員会に付託して、議論してみたいかなというふうに思うんですけども。

委員長 今、委員会に付託してはどうかというご意見ですが、ほかに。 伴委員。

伴委員 私は、この内容、今、読ませていただきまして、配布にとどめたらと思います。以上です。

委員長 これは2年前にでしたかね、26年の2月に陳情されまして、そのときには配布にとどめております。
ほかの委員さんはどうですか。 小村委員。

小村委員 僕も結論から言うと、配布にとどめたらと思います。すごく思想の強い陳情書ですので、町として陳情書をあげるというのはどうかなと思いますので、配布にとどめたらと思います。

委員長 奥村委員、どうですか。

奥村委員 同じ意見で、配布で。

委員長 中川委員。

中川委員 隣の郡山市議会、それで生駒郡内の平群町、三郷町、安堵町も何か採択されておられるようなんですが、生駒郡の中で4町のうち3町が採択されているというような案件ですので、木澤委員と同じように、委員会に付託して、議論してもらって、採択するかしないかは別にして、していただいたらとは思いますが、ほかの委員さんも配布という意見が多いようなので、もうこだわりませんが。

委員長 小林委員。

小林委員 私も配布でお願いしたいと思います。

委員長 今回もまた配布という意見が多いんですが、治安維持法が違法な法律だったのかどうか、そこら辺からの検討になっていくことになるのかと思いますのでね、そうなってくると、割と、ただ犠牲者云々の話、なく

なってくると思いますので、ここはまだ議員配布にとどめ、各議員がそのときのこと、どうだったのか、個人的に調査、研究していただいて、また時期が来たら、そのときにまた判断していただければと思いますので、今回は配布にとどめておくということにさせていただきます。

木澤委員。

木澤委員 結果としてそういうことであればそれでもかまいませんけども、一応、議員提案、またさせていただこうと思っています。よろしくをお願いします。

委員長 次に、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議について、皆さんのご意見をお聞きいたします。これについては無電柱化を推進する町村の会が出しておられるということで、斑鳩町は、これ、入っているんですか。 寺田議会事務局長。

議会事務局長 全国的なこういう協議会を立ち上げられまして、全国の市区町村の長がそういう、そこへ加入というか、入っておられまして、奈良県内でもいくつかの市区町村の町が加入してはります。当然、斑鳩も入っておるんですけども、そこからのちょっと要望がございまして、こうやってあげさせていただきました。

委員長 ということらしいんです。
皆さんのご意見をお聞きいたします。 中川委員。

中川委員 当町もこの無電柱化を推進する市区町村長の会に入っていると、所属しているということなので、町が入っている団体からあがってきている陳情なので、やはり付託していただいて、議論してもらわんと、配布だけではおさめられないと、そのように思いますし、町内でもね、電柱があるがために大変危険な道路っていうのはやはり多いので、ぜひとも付託していただきたいなど、そのように思います。

委員長 ただいま、付託してはどうかというご意見賜りましたが、ほかの委員
さん、どうですか。 木澤委員。

木澤委員 私も中川委員と一緒に、斑鳩町自身も推進していることですので、付
託していいかなと思います。

委員長 斑鳩町自身も入っているということなので、付託してはどうかという
ご意見ですが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただいま議題となっています要望書については、定例会に
上程し、これ、付託、何委員会に付託ですやろね。環境ですかね。建設。
木澤委員。

木澤委員 この間、やっぱり景観の関係で、まちづくりで、建設水道常任委員会
のほうでも町からの計画等の説明を受けて議論していった経緯もあると
思いますので、建設水道常任委員会に付託してはいかがかなと思います。

委員長 建設水道常任委員会に付託してはどうかというご意見賜りましたが、
それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただいま議題となっています要望書については、定例会に
上程し、建設水道常任委員会に付託するということで確認をさせていた
だきます。

なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案
として追加をいたします。

次に、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書のお

願いについて、皆さんのご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この年金の制度自体は国の問題ではあるんですけども、これ、削減されて、やっぱり町の住民さんから、この間、やっぱり年金削減はやめてほしいという声とか、もうほんまに生活でけへんという声がね、いろいろ出てきていますので、やっぱり住民さんの実態、つかむどうこうっていうのは難しいですけども、住民の皆さんの暮らしにかかわることですのでね、厚生常任委員会に付託をして、議論をしてはいかがかなというふうに思います。

委員長 委員会付託してはどうかというご意見ですが、ほかの委員さん、どうですか。 伴委員。

伴委員 これ、たしか1年以内に、何かこれ、付託いう形であったように、僕、内容はよく似ているやつをしたような気がするんですが、私は、そういうこともあり、今回は配布でええと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時29分 再開)

委員長 再開いたします。
ほか、委員さん、どうですか。 小林委員。

小林委員 この内容はやっぱり国のほうで議論をされる中でですね、町の厚生常任委員会で議論するというのはなかなか難しいのかなというふうに思います。また、タイトルのほうも、若者も高齢者もというふうになっていきますけれども、内容を見させていただくと、ちょっと高齢者寄りではないのかなというふうにも考えさせていただいておりますので、今回は議員配布にとどめるということでお願いをしたいと思います。

委員長 ほかの委員さん、どうですか。

(な し)

委員長 配布にとどめるということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 伴委員。

伴委員 先ほど、私、発言しましたが、ちょっと間違っ、訂正させていただきます。これは議論をさせていただいたということで、付託はなかったということに訂正させていただきます。

委員長 それでは、この要望書につきましては配布にとどめるということをおきたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 結果はそういうことだというふうに理解しますけども、これも、もう今の段階で議員提案予定していますので、またよろしくをお願いします。

委員長 わかりました。

次に、精神障害者の交通運賃に関する請願書について、皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この間ですね、精神障害者の方の医療費の関係についても、知的や身体と同様に拡充をしてきたという経緯があつて、まだ交通費については、この格差というんですかね、違いがあること自体、解消していくべきかなというふうにも思いますので、厚生常任委員会に付託して、審議してはいかがかなと思います。

委員長 ただいま委員会付託してはどうかというご意見ですが。 中川委員。

中川委員 確認させてもらいます。ほかの町議会でも同じように、これ、あがっているのかな。

委員長 私、聞いているところでは、個別に各議会には出しかけておられるというのをお聞きしています。

中川委員 その中でも、先立って採択されている議会とかあるんでしょうか。そこまでいっていない。

委員長 今のところは、ちょっとわからないということですね。

中川委員 今、木澤委員おっしゃるように、厚生常任委員会で付託していただいて、議論していただいたらなと思います。

委員長 この案件につきましては委員会付託をしてはどうかということですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、ただいまの議題となっています陳情書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。

なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をいたします。

陳情書等の取り扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長のほうから、ほかに何かご報告いただくことはありませんか。

(な し)

委員長

わかりました。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。どうもご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時33分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうから何かご意見等がありましたら、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、議長のほうから何かありますか。

(な し)

委員長

事務局のほうから。

(な し)

委員長

その他についても、これをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前9時34分 閉会)